

事 務 連 絡
令和元年10月28日

各都道府県市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局大気環境課

令和元年台風第19号の被災地におけるアスベスト飛散防止に関する
適切な解体等工事の促進について（周知）

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策については、令和元年10月15日付け事務連絡で周知したところです。

今後、風水害により被害を受けた建築物等の解体等工事が本格化すると考えられます。上記事務連絡に加え、アスベスト飛散防止のため、建築物等の応急危険度判定の結果などを参考に、立入り可能な場合は平常時と同様に事前調査を行い特定建築材料からの飛散防止措置を講ずること、また、立入り不可の場合は散水等による「注意解体」の飛散防止措置を講ずることについて、解体等工事の受注者等に対し、適切に御指導いただきますようお願いいたします。

また、解体等工事の増加に伴い廃棄物が発生しますが、解体等工事の現場において、石綿を含まない廃棄物、石綿含有廃棄物、廃石綿等に区分し、適切に保管・処理を行うようお願いいたします。

詳しくは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成29年9月）」の「第7章 解体等工事における石綿の飛散防止」を御確認ください。

ホームページのアドレス：

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：秋山、田渕

TEL:03-5521-8293（直通）

E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp